

平成25年3月29日

号外第9号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目次

教育委員会規則

- 市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則（4・教職員給与課）……………1
- 秋田県立高等学校管理規則の一部を改正する規則（5・高校教育課）……………1
- 秋田県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則（6・特別支援教育課）……………2

教育委員会規則

市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

秋田県教育委員会委員長 猪股春夫

秋田県教育委員会規則第四号

市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の給与等に関する規則（昭和三十二年秋田県教育委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

別表第十の七に次のように加える。

広島県内の市町（広島市及び安芸郡府中町を除く。）	六級地
--------------------------	-----

別表第十三の一級地（昭和四十七年五月一日指定）の項を削る。

別表第十三の三に次のように加える。

平成二十五年四月一日指定	鳥海小学校	由利本荘市
	鳥海中学校	〃

別表第十三の五の平成二十二年四月一日指定の部鳥海中学校の項を削る。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

秋田県立高等学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

秋田県教育委員会委員長 猪股春夫

秋田県教育委員会規則第五号

秋田県立高等学校管理規則の一部を改正する規則

秋田県立高等学校管理規則（昭和三十二年秋田県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第十二条の三第一項中「副校長を置くことができる」を「必要に応じて副校長を置く」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

第二十一条の見出しを「（副校長、教頭及び事務長の専決）」に改め、同条第一項中「教頭及び事務長」を「副校長、教頭又は事務長」に、「ことができる」を「ものとする」に改める。

第二十二條の見出しを「（副校長及び教頭の代決等）」に改め、同条第一項中「教頭」を「副校長」に改め、同条第二項中「教頭」を「前項の場合において、教頭」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 教頭は、校長（副校長を置く学校にあつては、校長及び副校長）が不在のときは、その事務を代決することができる。ただし、重要又は異例に属する事項については、この限りでない。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

秋田県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

秋田県教育委員会委員長 猪 股 春 夫

秋田県教育委員会規則第六号

秋田県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則

秋田県立特別支援学校管理規則（昭和六十一年秋田県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第四条の三第一項中「副校長を置くことができる」を「必要に応じて副校長を置く」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。